

熊本市公報

第 1411 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務厚生課
 発行日 毎月 15 日・末日

目 次

条 例

○熊本市個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第 57 号）	1445
○熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（条例第 58 号）	1450
○熊本市萱木集会所条例を廃止する条例（条例第 59 号）	1453
○熊本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（条例第 60 号）	1454
○熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 61 号）	1456
○熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（条例第 62 号）	1457
○熊本市手数料条例の一部を改正する条例（条例第 63 号）	1458
○熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（条例第 64 号）	1459
○熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第 65 号）	1464
○熊本市中小企業振興助成条例の一部を改正する条例（条例第 66 号）	1485
○熊本市物産館条例の一部を改正する条例（条例第 67 号）	1486
○熊本市田原坂西南戦争資料館条例の一部を改正する条例（条例第 68 号）	1488
○熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第 69 号）	1489
○熊本市軌道条例の一部を改正する条例（条例第 70 号）	1491

規 則

○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 67 号）	1493
○熊本市萱木集会所条例施行規則を廃止する規則（規則第 68 号）	1494
○熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則（規則第 69 号）	1495
○熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 70 号）	1496
○熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 71 号）	1497
○熊本市中小企業振興助成条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 72 号）	1498
○熊本市公共交通協議会規則の一部を改正する規則（規則第 73 号）	1500

告 示

○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 664 号）	1501
○市税督促状の公示送達（告示第 666 号）	1501
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物（告示第 667 号）	1501
○障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者の指定（告示第 668 号）	1502

○認証業務関連事務の委任（告示第 669 号）	1503
○放置自転車の移動及び保管（告示第 670 号）	1503
○放置自転車の売却等（告示第 671 号）	1504
○市道の認定（告示第 672 号）	1504
○市道の廃止（告示第 673 号）	1507
○市道の区域決定（告示第 674 号）	1507
○市道の供用開始（告示第 675 号）	1509
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 676 号）	1511
○身体障害者福祉法による医師の指定（告示第 677 号）	1511
○障害者総合支援法による指定自立支援医療機関の指定（告示第 678 号）	1511
○平成 27 年度国民健康保険料納付通知書兼納付書の公示送達（告示第 680 号）	1512
○平成 27 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 681 号）	1512
○平成 26 年度及び 27 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 684 号）	1513
○平成 27 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 685 号）	1513
○平成 27 年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達（告示第 686 号）	1513
○平成 27 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 687 号）	1514
○市道の区域変更（告示第 688 号）	1514
○市道の供用開始（告示第 689 号）	1514
○市道の区域変更（告示第 690 号）	1515
○配当計算書の公示送達（告示第 692 号）	1515
○差押調書（謄本）の公示送達（告示第 693 号）	1515

公 告

○大規模小売店舗立地法による届出の概要（公告第 675 号）	1516
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧（公告第 676 号）	1516
○換価財産の最高価申込者の決定（公告第 678 号）	1516
○開発行為に関する工事の完了（公告第 680 号）	1517
○開発行為に関する工事の完了（公告第 681 号）	1517
○財政の健全性に関する比率等（公告第 683 号）	1517
○開発行為に関する工事の完了（公告第 690 号）	1518
○開発行為に関する工事の完了（公告第 691 号）	1518
○大規模小売店舗立地法による届出の概要（公告第 695 号）	1519
○大規模小売店舗立地法による届出の概要（公告第 696 号）	1519
○大規模小売店舗立地法による届出の概要（公告第 697 号）	1520
○大規模小売店舗立地法による届出の概要及び縦覧（公告第 698 号）	1520
○大規模小売店舗立地法による届出の概要及び縦覧（公告第 699 号）	1521
○大規模小売店舗立地法による届出の概要及び縦覧（公告第 700 号）	1522
○開発行為に関する工事の完了（公告第 706 号）	1523
○開発行為に関する工事の完了（公告第 707 号）	1523
○平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画（第 7 号）（公告第 708 号）	1524
○差押財産の公売及び見積価格（公告第 709 号）	1524

中 央 区

○住民票の職権消除（中央区告示第 21 号）…………… 1526

東 区

○住民票の職権消除（東区告示第 9 号）…………… 1526

上下水道局

○公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（上下水道局告示第 58 号）…………… 1526

○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 59 号）…………… 1527

○給水装置工事の事業の廃止（上下水道局告示第 60 号）…………… 1527

病 院 局

○平成 27 年度熊本市病院局職員採用選考試験案内（医師）（病院局公告第 43 号）…………… 1528

教育委員会

○教育委員会会議の開催（教委告示第 11 号）…………… 1528

農業委員会

○農業委員会総会の招集（農委公告第 10 号）…………… 1529

人事委員会

○熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 22 号）…………… 1529

条 例

条 例 第 5 7 号

平成 2 7 年 1 0 月 2 日

熊本市個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第 1 条 熊本市個人情報保護条例（平成 1 3 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。

第 8 条中「、個人情報」の次に「(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「を利用（以下「目的外利用」という。）し」を「の利用をし」に、「ものに個人情報を」を「ものへの」に、「してはならない」を「をしてはならない」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

（特定個人情報の利用の制限）

第 8 条の 2 実施機関は、特定個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えて特定個人情報を利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を自ら利用することができる。

（特定個人情報の提供の制限）

第 8 条の 3 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第 9 条及び第 10 条第 2 項中「外部提供」を「個人情報の外部提供」に改める。

第 37 条中「を外部提供」を「の外部提供を」に改める。

第 38 条中「外部提供し」を「外部提供をし」に改める。

第 2 条 熊本市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第 12 条第 3 項中「実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務」を「受託事務（受託者から再委託を受けた個人情報を取り扱う事務を含む。）」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの」を「受託者（受託者から再委託を受けたものを含む。）」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 受託者（実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものをいう。以下同じ。）は、受託事務（実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務をいう。以下同じ。）について、実施機関の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

第 13 条第 1 項中「個人情報」の次に「（個人情報に該当しない特定個人情報を含む。以下この条から第 27 条までにおいて同じ。）」を加え、同条第 2 項中「法定代理人」の次に「（特定個人情報にあつては、未成年者等の法定代理人又は本人の委任による代理人）」を加える。

第 14 条第 2 項中「その法定代理人」を「前条第 2 項の規定に基づき開示請求をする者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるとき又は当該請求書に記載された内容では対象文書の特定が困難であると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第 15 条第 6 号中「開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）」を「開示請求者」に改め、同条第 7 号中「法定代理人」の次に「又は本人の委任による代理人」を加える。

第 18 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を

「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する期間の計算に当たっては、次に掲げる日数は、当該期間に算入しない。

(1) 熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 3 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日の日数

(2) 第 1 4 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数

第 1 8 条の次に次の 1 条を加える。

（事案の移送）

第 1 8 条の 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとする。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示の請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

第 1 9 条第 1 項中「前条第 1 項」を「第 1 8 条第 1 項」に改める。

第 2 2 条第 2 項中「第 1 4 条第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

第 2 3 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、前条第 2 項において準用する第 1 4 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第 2 3 条の次に次の 1 条を加える。

（事案の移送）

第 2 3 条の 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第 1 8 条の 2 第 3 項の規定

に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正する旨の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

第 25 条第 2 項中「第 14 条第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

第 27 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、第 25 条第 2 項において準用する第 14 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

第 37 条第 1 項中「実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務」を「受託事務（受託者から再委託を受けた個人情報を取り扱う事務を含む。）」に改める。

第 3 条 熊本市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(6) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第 8 条の 2 第 2 項中「特定個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。）」を加える。

第 18 条の 2 第 1 項中「個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。）」を加える。

第 23 条に次の 1 項を加える。

6 実施機関は、第 4 項の規定により情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対

し、遅滞なく、書面によりその旨を通知するものとする。

第 23 条の 2 第 1 項及び第 24 条第 1 項中「個人情報」の次に「(情報提供等記録を除く。)」を加える。

第 34 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定は、規則で定める場合を除き、特定個人情報には適用しない。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から、第 3 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 第 2 条の規定の施行の際、現に実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものが当該事務の全部又は一部を再委託している場合については、同条の規定による改正後の熊本市個人情報保護条例第 12 条第 2 項の規定は、適用しない。

条 例 第 58 号

平成 27 年 10 月 2 日

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第 2 条第 3 項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(個人番号の利用範囲)

第 3 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

2 市長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用す

ることができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前 2 項に定めるもののほか、市長又は教育委員会は、法別表第 1 の下欄に掲げる事務であって、これを処理するために必要な限度で、同欄に掲げる当該事務以外の自らが行う事務を法第 9 条第 2 項の条例で定める事務として、当該事務により収集された特定個人情報を利用することができる。

4 前 2 項の規定により特定個人情報を利用する場合は、規則で定める方法により公表しなければならない。

(特定個人情報の提供)

第 4 条 法第 19 条第 9 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

2 市長又は教育委員会は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表（第 4 条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
市長	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

条 例 第 59 号

平成 27 年 10 月 2 日

熊本市萱木集会所条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市萱木集会所条例を廃止する条例

熊本市萱木集会所条例（平成 22 年条例第 23 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 6 0 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

熊本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和 3 0 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 8 4 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）第 4 7 条第 2 項」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 2 年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表中「国家公務員等共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」、「障害共済年金又は」及び「国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第 2 項の表中「障害共済年金又は」を削る。

(熊本市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第 3 条 熊本市職員の再任用に関する条例（平成 1 3 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）附則第 1 8 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和 2 9 年法律第 1 1 5 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

(熊本市外郭団体助成条例の一部改正)

第 4 条 熊本市外郭団体助成条例（平成 20 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例の規定、第 2 条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定、第 3 条の規定による改正後の熊本市職員の再任用に関する条例の規定及び第 4 条の規定による改正後の熊本市外郭団体助成条例の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

条 例 第 6 1 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 5 条第 1 項第 3 号ハ」を「第 1 5 条第 1 項第 4 号ハ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 6 2 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市地域コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

熊本市地域コミュニティセンター条例（平成 4 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

熊本市隈庄地域コミュニティセンター	熊本市南区城南町宮地 1 0 4 1 番地 1
熊本市白川地域コミュニティセンター	熊本市中央区新屋敷 1 丁目 1 8 番 2 7 号

附 則

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第 1 に規定する熊本市隈庄地域コミュニティセンター及び熊本市白川地域コミュニティセンターの管理を行う指定管理者を指定する手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

条 例 第 6 3 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

熊本市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

熊本市手数料条例（昭和 2 5 年告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 8 号を第 4 9 号とし、第 4 7 号を第 4 8 号とし、第 4 6 号の次に次の
1 号を加える。

(47) 熊本市おでかけ I C カードの交付 1 件につき 5 0 0 円（盗難、紛失又は
破損による再交付の場合にあつては、1, 0 2 0 円）

第 6 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 2 月 1 日から施行する。

条 例 第 64 号

平成 27 年 10 月 5 日

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例

熊本市診療所における専属薬剤師の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 103 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 18 条及び第 21 条第 1 項の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定めるものとする。

（専属薬剤師の設置の基準）

第 2 条 法第 18 条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所とする。

（病院の人員の基準）

第 3 条 法第 21 条第 1 項第 1 号の規定により病院が有しなければならない従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を 150 をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を 70 をもって除した数と、外来患者に係る取扱処方箋の数を 75 をもって除した数とを加えた数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。）
- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を 4 をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を 3 をもって除した数とを加えた数（その

数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは、その端数は 1 として計算する。) に、外来患者の数が 30 又はその端数を増すごとに 1 を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科^{くわう}においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が 4 又はその端数を増すごとに 1
- (4) 栄養士 病床数 100 以上の病院にあつては、1
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
- (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

3 医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（特定機能病院及び精神病床のみを有する病院を除く。）又は 100 人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科（医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 3 条の 2 第 1 項第 1 号ハ又はニ(2)の規定によりこれらの診療科名と組み合わせた名称を診療科名とする場合を除く。）を含む病院（特定機能病院を除く。）であつて、精神病床を有するものについては、第 1 項第 1 号中「精神病床及び療養病床」とあるのは「療養病床」と、同項第 2 号中「精神病床及び結核病床」とあるのは「結核病床」と、「感染症病床及び一般病床」とあるのは「結核病床及び療養病床以外の病床」とする。

（病院の施設の基準）

第 4 条 法第 21 条第 1 項第 1 2 号の規定により病院が有しなければならない施設及びその構造設備は、次のとおりとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設(法第 15 条の 2 の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。) 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

- (2) 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。
- (3) 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内法による測定で、療養病床の入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。
- (4) 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 精神病床を有する病院（第 3 条第 3 項に規定するものを除く。）については、当分の間、第 3 条第 1 項第 2 号中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を 5 をもって除した数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは 1 としして計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を 4 をもって除した数（その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数が生じたときは 1 としして計算する。）から減じた数を看護補助者と」とする。

第 3 条 療養病床を有する病院であつて、平成 24 年 4 月 1 日において現に、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 3 号の指定を受けていた同法第 8 条第 26 項に規定する介護療養型医療施設（精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 4 条第 2 項に規定する病床に係るものに限る。以下この条において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）を行おうとして、平成 24 年 3 月 31 日まで

の間にその旨を熊本県知事に届け出た場合における当該届出に係る病床を有する病院であるものを除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。)又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数(以下「看護師等の員数」という。)が第3条第1項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院(以下「特定病院」という。)であるものの開設者が、平成24年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを市長に届け出た場合における法第21条第1項第1号の規定により当該病院が有しなければならない看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成30年3月31日までの間は、第3条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3をもって除した数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

第4条 平成13年3月1日において現に医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)による改正前の医療法(以下「旧医療法」という。)第7条第1項の開設の許可を受けていた病院の建物(同日において現に存したもの(基本的な構造設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧医療法第1条の5第3項に規定する療養型病床群に係る病床であって、医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。)附則第8条の規定の適用によりなお効力を有することとされていた平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成5年厚生省令

第 3 号) 附則第 6 条の規定の適用を受けていたものを有する病院 (同日後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。) のうち、第 4 条第 2 号から第 4 号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

条 例 第 6 5 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市食品衛生に係る措置の基準を定める条例（平成 1 2 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条関係）

食品等事業者が実施すべき管理運営基準

区分		公衆衛生上講ずべき措置
第 1 食品取扱施設等における衛生管理	1 一般事項	(1) 日常点検を含む衛生管理を計画的に実施すること。 (2) 施設、設備及び機械器具の構造及び材質並びに取り扱う食品の特性を考慮し、これらの適切な清掃、洗浄及び消毒の方法を定め、必要に応じ手順書を作成すること。 (3) 前号に定める清掃、洗浄及び消毒の方法が適切かつ有効であるか必要に応じ評価すること。 (4) 施設、設備、人的能力等に応じた食品の取扱い及び適切な受注管理を行うこと。
	2 施設の衛生管理	(1) 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、施設の稼働中は常に衛生上支障のないよう維持すること。 (2) 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う

		<p>場所には、 unnecessary 物品等を置かないこと。</p> <p>(3) 施設の内壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。</p> <p>(4) 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。</p> <p>(5) 窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず、開放する場合にあっては、塵埃^{じんあい}、ねずみ族、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。</p> <p>(6) 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。</p> <p>(7) 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(8) 施設内では動物を飼育しないこと。</p>
	<p>3 食品取扱 設備等の衛 生管理</p>	<p>(1) 衛生保持のため、機械器具（清掃用の機械器具を含む。）は、その目的に応じて使用すること。</p> <p>(2) 機械器具及び分解した機械器具の部品（以下「機械器具類」という。）は、金属片、不潔異物、化学物質等の食品への混入を防止するため、洗浄及び消毒を行い、所定の場所に衛生的に保管すること。</p> <p>(3) 機械器具類は、定期的に点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修し、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。</p> <p>(4) 機械器具類の洗浄に洗剤を使用する場合は、適正な洗剤を適正な方法で使用すること。</p> <p>(5) 温度計、圧力計、流量計等の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置について、その機能を定期的に点検し、その結果の記録を作成す</p>

		<p>るとともに、これを保存するよう努めること。</p> <p>(6) ふきん、包丁、まな板、手袋その他の保護防具等は、熱湯、蒸気、消毒剤等で消毒し、乾燥させること。特に、食品に直接接触れる包丁、まな板、保護防具等については、汚染の都度又は作業終了後に洗浄及び消毒を十分に行うこと。</p> <p>(7) 洗浄剤、消毒剤その他化学物質については、使用、保管等の取扱いに十分注意するとともに、必要に応じ容器に内容物の名称を表示する等食品への混入を防止すること。</p> <p>(8) 施設、設備等の清掃用器材は、使用の都度洗浄し、乾燥させ、専用の場所に保管すること。</p> <p>(9) 手洗設備は、手指の洗浄及び乾燥が適切にできるよう維持するとともに、水を十分供給し、手洗いに適切な石けん、爪ブラシ、ペーパータオル、消毒剤等を備え、常に使用できる状態にしておくこと。</p> <p>(10) 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。</p> <p>(11) 食品の放射線照射業にあつては、1日1回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果の記録を2年間保存すること。</p>
	<p>4 ねずみ族及び昆虫対策</p>	<p>(1) 施設及びその周囲は、常に良好な状態に保ち、ねずみ族及び昆虫の繁殖場所を排除するとともに、施設内への侵入を防止する対策を講ずること。</p> <p>(2) ねずみ族及び昆虫の駆除作業は、年2回以上実施し、その実施記録を1年間保存すること。ただし、建築物において考えられる有効かつ適切な技術の組合せ並びにねずみ族及び昆虫の生息調査結果を踏まえ対策を講ずる等により確実にその目的が達</p>

		<p>成できる方法であれば、その施設の状況に応じた方法及び頻度で実施することとしても差し支えない。</p> <p>ねずみ族又は昆虫の発生を認めたときは、食品に影響を及ぼさないよう直ちに駆除すること。</p> <p>(3) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合には、食品を汚染しないようその取扱いに十分注意すること。</p> <p>(4) ねずみ族又は昆虫による汚染防止のため、原材料、製品、包装資材等は、必要に応じて容器に入れ、床又は壁から離して衛生的に保管すること。一度開封したものについては、蓋付きの容器に入れる等の汚染防止対策を講じた上で、保管すること。</p>
5	<p>廃棄物及び排水の取扱い</p>	<p>(1) 廃棄物の保管及びその廃棄の方法について、必要に応じて手順書を作成すること。</p> <p>(2) 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液又は汚臭が漏れないよう常に清潔にしておくこと。</p> <p>(3) 廃棄物は、作業に支障のない限り、食品の取扱い又は保管の区域（隣接する区域を含む。）に保管しないこと。</p> <p>(4) 廃棄物の保管場所は、周囲の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理すること。</p> <p>(5) 廃棄物及び排水の処理は、適切に行うこと。</p>
6	<p>食品等の取扱い</p>	<p>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによること。ただし、危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下この項において同じ。）を用いようとした場合において、第 2 号に定める取扱いによらなかったと</p>

きは、第 1 号に定めるところにより、この項の取扱いを満したものとすることができる。

(1) 危害分析・重要管理点方式を用いない場合 次に掲げるところにより取り扱うこと。

ア 食品等について、次に掲げるところにより取り扱うこと。

(ア) 原材料及び製品の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、点検状況を記録するよう努めること。

(イ) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。保存に当たっては、当該食品に適した状態及び方法で行うこと。

(ウ) 冷蔵庫（室）内では、相互汚染が生じないように、区画する等適切な方法で保存すること。

(エ) 添加物を使用する場合には、正確に^{ひょう}秤量し、適正に使用すること。

(オ) 食品の製造、加工又は調理において、病原微生物その他の微生物及びそれらの毒素が、完全に、又は安全な量まで死滅し、又は除去されること。

(カ) 食品は、その特性（水分活性、水素イオン指数及び微生物による汚染状況）、消費期限若しくは賞味期限、製造加工の方法、包装形態又は生食用、加熱加工用等の使用方法に応じて冷蔵保存する等、調理、製造、保管、運搬、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。

- (キ) 特に食品衛生に影響があると考えられる次の工程の管理に、十分配慮すること。
- a 冷却
 - b 加熱
 - c 乾燥
 - d 添加物の使用
 - e 真空調理又はガス置換包装
 - f 放射線照射
- (ク) 食品間の相互汚染を防止するため、次の点に配慮すること。
- a 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
 - b 製造、加工又は調理を行う区画には、当該区画で作業を行う食品取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること（当該食品取扱者以外の者の立入りによる食品等の汚染のおそれがない場合は、この限りでない。）。これらの区域へ入ることとなる場合は、必要に応じて、更衣室等を経由し、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。
 - c 食肉等の未加熱食品を取り扱った設備、機械器具等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。
- (ケ) 原材料の保管に当たっては、先入れ・先出しをする等、使用期限等に応じ適切な順序で使用されるよう配慮すること。
- (コ) 器具及び容器包装は、製品を汚染又は損傷から保護し、適切な表示が行えるものを使用す

ること。再使用が可能な器具又は容器包装は、洗淨及び消毒が容易なものを用いること。

(サ) 食品の製造又は加工に当たっては、次の事項の実施に努めること。

a 原材料及び製品への金属、ガラス、^{じんあい}塵埃、洗淨剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講じ、必要に応じ検査すること。

b 原材料、製品及び容器包装をロットごとに管理し、その管理状況の記録を作成し、これを保存すること。

c 製品ごとにその特性、製造及び加工の手順、原材料等について記載した製品説明書を作成し、保存すること。

d 分割され、又は細切された食肉等について、異物の混入がないかを確認すること。
異物が認められた場合には、汚染された可能性がある部分を廃棄すること。

e 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。

(シ) 原材料及び製品について自主検査を行い、規格基準等への適合性を確認し、その結果を記録するよう努めること。

(ス) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、廃棄すること。

(セ) 施設においておう吐した場合には、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

イ 取り扱う食品に関する記録について、次に掲げ

るところにより取り扱うこと。

(ア) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

(イ) 記録の保存期間は、取り扱う食品の消費期限又は賞味期限を考慮した流通実態等に応じて合理的な期間を設定すること。

(ウ) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合は、当該記録を提出すること。

(エ) 製造し、又は加工した製品について自主検査を行った場合は、その記録を保存するよう努めること。

(2) 危害分析・重要管理点方式を用いる場合 次に掲げるところにより取り扱うこと。

ア 法第 48 条の規定に基づく食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

イ 製品について、その製品説明書及び製造工程一覧図を次に掲げるところにより作成すること。

(ア) 製品説明書には、製品の原材料等の組成、物理的又は化学的性質、加熱、凍結、加塩、燻煙その他の殺菌等の方法、包装、保存性、保管条件、流通方法等の安全性に関する事項、想定する使用方法、消費者層その他必要な事項を記載すること。

(イ) 製造工程一覧図には、製品の全ての製造工程を記載すること。

(ウ) 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし合わせて適切か否かの確認を行い、適切でない場合には、製造工程一覧図の修正を行うこと。

ウ 次に掲げるところにより、食品の製造工程における全ての潜在的な危害の原因となる物質を列挙し、危害分析を実施して特定された危害の原因となる物質を管理すること。

(ア) 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質のリスト（以下このウ及びエにおいて「危害要因リスト」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及びイの(ア)の製品の特性等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

(イ) (ア)により特定された危害の原因となる物質（以下このウ及びエにおいて「危害原因物質」という。）について、食品衛生上の危害が発生するおそれのある製造工程ごとに、当該危害原因物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下このウ及びエにおいて「管理措置」という。）を決定し、危害要因リストに記載すること。

(ウ) 危害原因物質による危害の発生を防止するため、製造工程のうち、当該製造工程に係る管理措置の実施状況の連続的な確認又は相当な頻度での確認（以下このウ及びエにおいてこれ

らを「モニタリング」という。)を必要とする製造工程(以下このウ及びエにおいて「重要管理点」という。)を定め、又は重要管理点を定める必要が認められない場合はその理由を記載した文書を作成すること。この場合において、同一の危害の原因又は危害原因物質を管理するための重要管理点が複数存在する可能性があることに配慮するとともに、重要管理点における管理措置が危害原因物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の製造工程において適切な管理措置が定められるよう、製品又は製造工程を見直すこと。

(エ) 重要管理点ごとに、危害原因物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準(以下このウ及びエにおいて「管理基準」という。)を設定すること。この場合において、管理基準は、温度、時間、水分活性、水素イオン指数等の測定できる指標又は官能検査(食品の性質を人間の視覚、味覚、嗅覚等の感覚を通して、それぞれの手法にのっとり一定の条件下で評価するものをいう。)に基づく客観的指標とすること。

(オ) 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経て製造された製品の出荷の防止を行うためのモニタリングの方法を設定するとともに、当該モニタリングを十分な頻度で実施し、その実施状況を全て記録すること。この場合において、当該記録には、当該モニタリングを実施した担当者及び責任

者に署名を行わせること。

(カ) モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。エにおいて「改善措置」という。）を、重要管理点ごとに設定し、必要に応じて適切に実施すること。

(キ) 製品の危害分析・重要管理点方式について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。

エ 取り扱う食品及びその食品の危害分析・重要管理点方式に関する記録について、次に掲げるところにより取り扱うこと。

(ア) 取り扱う食品の危害分析・重要管理点方式について、次に掲げる記録を作成し、保存すること。

a 危害原因物質の特定及び管理措置の決定に係る記録（危害要因リストを含む。）

b 重要管理点の決定に係る記録

c 管理基準の設定に係る記録

d モニタリングの方法及び実施状況に係る記録

e 改善措置の方法及び実施状況に係る記録

f 食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するための検証の方法及び実施状況に係る記録

(イ) 食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限

		<p>度において、取り扱う食品に係る仕入元、製造又は加工等の状態、出荷先又は販売先その他必要な事項に関する記録を作成し、保存するよう努めること。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)の記録の保存期間については、取り扱う食品等の消費期限、賞味期限等に応じて合理的な期間を設定すること。</p> <p>(エ) 食中毒等の食品衛生上の危害の発生を防止するため、国、都道府県等から要請があった場合には、(ア)及び(イ)の記録を提出すること。</p>
7 使用水等の管理		<p>(1) 食品取扱施設で使用する水は、飲用適の水であること。ただし、使用する水が、次に掲げる場合は、食品に直接触れる水に混入しないようにするときは、この限りでない。</p> <p>ア 暖房用蒸気、防火用水等、食品製造に直接関係のない目的での使用</p> <p>イ 冷却又は食品の安全に影響を及ぼさない工程における清浄海水等の使用</p> <p>(2) 水道水以外の水を使用する場合には、年 1 回以上(災害等により水源等が汚染されたおそれがあるときは、その都度)水質検査を行い、成績書を 1 年以上(取り扱う食品の賞味期限を考慮した流通期間が 1 年以上の場合は、当該期間)保存すること。</p> <p>(3) 水質検査の結果、飲用不適となったときは、直ちに使用を中止し、適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 貯水槽を使用する場合は、定期的に清掃し、清潔に保つこと。</p> <p>(5) 水道水以外の水を使用する場合で、殺菌装置又は浄水装置を設置したときは、当該装置が正常に作</p>

		<p>動しているかを定期的に確認し、記録すること。</p> <p>(6) 氷は、適切に管理された給水設備によって供給された飲用適の水から作るとともに、衛生的に取り扱い、貯蔵すること。</p> <p>(7) 使用した水を再利用する場合にあっては、食品の安全性に影響しないよう必要な処理を行うこととし、処理工程は適切に管理すること。</p>
	8 食品衛生責任者の設置	<p>(1) 営業者（法第 48 条第 1 項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。以下この項において同じ。）は、施設又はその部門ごとに、当該食品取扱者及び関係者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定めておくこと。</p> <p>(2) 食品衛生責任者は、都道府県知事、指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。）の長及び中核市（同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市をいう。）の長（以下この号において「知事等」という。）が行う講習会又は知事等が適正と認めた講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めること。</p> <p>(3) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い、衛生管理に当たること。</p> <p>(4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法及び食品衛生に関する事項について必要な注意を払うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。</p> <p>(5) 営業者は、前号の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。</p>

9 回収及び 廃棄	<p>(1) 販売食品等（輸入した上で販売する食品等を含む。以下同じ。）に起因する食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者に対する健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び保健所長等への報告等の手順を定めること。</p> <p>(2) 販売食品等に起因する食品衛生上の危害が発生した場合において、回収された製品に関し、廃棄その他の必要な措置を的確かつ迅速に行うこと。</p> <p>(3) 回収された当該製品は、通常製品と明確に区別して保管し、保健所長等の指示に従って適切に廃棄等の措置を講ずること。</p> <p>(4) 回収等を行う際は、必要に応じ、消費者への注意喚起等のため、当該回収等に関する公表について考慮すること。</p>
1 0 管理運 営要領の作 成	<p>(1) 施設の管理及び食品等の取扱い等に係る衛生上の管理運営要領を作成し、食品取扱者及び関係者に周知徹底すること。</p> <p>(2) 定期的に製品検査、拭き取り検査等を実施し、施設の衛生状態を確認することにより、前号の規定により作成した管理運営要領の効果を検証し、必要に応じその内容を見直すこと。</p>
1 1 検食の 実施	<p>(1) 旅館、弁当屋、仕出屋その他飲食店営業を行うものが規則で定める食数以上を供給しようとする場合は、原材料、調理済み食品ごとに、検食を72時間以上冷凍し、又は冷蔵して保存すること。この場合において、原材料は、洗浄殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。</p>

		<p>(2) 前号の場合には、製品の供給時刻及び供給量並びに製品を配送するときはその配送先の記録を作成し、これを保存すること。</p> <p>(3) 旅館、弁当屋、仕出屋その他飲食店営業を行うものが第 1 号の規定に該当しない場合にあつては、必要に応じて前 2 号に準じた取扱いを行うこと。</p>
	1 2 情報の提供	<p>(1) 消費者に対し、販売食品等についての安全性に関する情報提供に努めること。</p> <p>(2) 製造し、若しくは加工した食品等又は販売食品等に関する消費者からの健康被害（製造し、若しくは加工した食品等又は販売食品等に起因する症状であると医師により診断された被害（その疑いがあると診断された被害を含む。）をいう。）及び法に違反する食品等に関する情報について、保健所等へ速やかに報告すること。</p> <p>(3) 消費者等から、製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であつて、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合は、保健所等へ速やかに報告すること。</p>
第 2 食品取扱者等に対する衛生管理		<p>(1) 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行うこと。</p> <p>(2) 営業者は、保健所長から検便を受けるべき旨の指示があつたとき、又は自ら必要と認めるときは、食品取扱者に検便を受けさせること。</p> <p>(3) 食品取扱者が飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったとき、又はその疾病にかかっていることが疑われる症状を有するときは、その旨を食品取扱者から営業者、食品衛生管理者又は食品衛</p>

生責任者等に報告させ、営業者は、必要に応じて食品取扱者に対して、食品の取扱作業に従事させないようにするとともに、医師の診断を受けさせること。

- (4) 食品取扱者が次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、保菌していないことが判明するまで食品に直接接触する作業に従事させないこと。

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下この号において「感染症法」という。）第 6 条第 2 項に規定する一類感染症、同条第 3 項に規定する二類感染症（結核を除く。）、同条第 4 項に規定する三類感染症又は同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症の患者

イ 感染症法第 6 条第 1 項に規定する無症状病原体保有者

- (5) 食品取扱者は、衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用し、作業場内では専用の履物を用いるとともに、当該服装等のまま汚染区域（便所を含む。）に立ち入らないこと。指輪等の装飾品、腕時計、ヘアピン、安全ピン等は、作業場内に持ち込まないこと。

- (6) 食品取扱者は、やむを得ない場合を除き、食肉等が直接接触する部分が繊維製品である手袋その他洗浄及び消毒又は殺菌を行うことが困難な手袋を使用しないこと。

- (7) 食品取扱者は、常に爪を短く切り、マニキュア等は付けないこと。

- (8) 食品取扱者は、作業前、用便直後及び生鮮の原

	<p>材料、汚染された材料等を取り扱った後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行い、使い捨て手袋を使用した場合はその交換を行うこと。</p> <p>(9) 食品取扱者は、食品の取扱作業中に次のような行動は慎むこと。</p> <p>ア 手又は食品を取り扱う器具で髪、鼻、口又は手に触れること。</p> <p>イ たん又は唾を吐くこと。</p> <p>ウ 喫煙</p> <p>エ 食品取扱区域での飲食</p> <p>オ 防護されていない食品上でくしゃみ又はせきをする事。</p> <p>(10) 食品取扱者は、所定の場所以外では着替え、喫煙、飲食等を行わないこと。</p> <p>(11) 食品取扱者以外の者が施設に立ち入る場合は、必要に応じて適切な場所で清潔な専用衣に着替えさせ、第 5 号及び第 7 号から前号までの食品取扱者に係る衛生管理の規定に従わせること。</p>
<p>第 3 食品取扱者等に対する教育訓練</p>	<p>(1) 営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者は、製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品取扱者及び関係者に対し、食品等の衛生的な取扱方法、食品等の汚染防止の方法、適正な手洗いの方法、健康管理、各種手順（公衆衛生上講ずべき措置を行う上で必要な手順をいう。）等食品衛生上必要な事項に関する衛生教育を実施すること。</p> <p>(2) 特に洗浄剤等の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いについての教育訓練を実施すること。</p> <p>(3) 教育訓練の効果について定期的に評価し、必要</p>

	に応じその内容を修正すること。
第 4 運搬に係る衛生管理	<p>(1) 食品の運搬に用いる車両、コンテナ等は、食品を汚染しないもので、容易に洗浄及び消毒ができる構造のものを使用し、常に清潔にし、補修を行うこと等により適切な状態を維持すること。</p> <p>(2) 食品と食品以外の貨物を混載する場合には、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、必要に応じ、食品を適切な容器に入れる等食品以外の貨物と区分けすること。</p> <p>(3) 運搬中の食品が塵埃、有毒ガス等に汚染されないよう管理すること。</p> <p>(4) 品目が異なる食品や食品以外の貨物の運搬に使用した車両又はコンテナを使用する場合は、効果的な方法により洗浄し、必要に応じ消毒を行うこと。</p> <p>(5) バルク輸送の場合は、必要に応じ、食品専用の車両又はコンテナを使用し、それらに食品専用であることを明示すること。</p> <p>(6) 運搬中の温度、湿度その他の状態の管理に注意すること。</p> <p>(7) 配送時間が長時間に及ばないよう配送ルート等にも留意し、時間の管理に注意すること。</p> <p>(8) 弁当等にあつては、摂食予定時間を考慮した配送をする等、適切な出荷時間に注意すること。</p>
第 5 販売に係る衛生管理	<p>(1) 販売量を見込んだ仕入れを行う等、適正な販売を行うこと。</p> <p>(2) 直接日光にさらし、又は長時間不適切な温度で販売することのないよう衛生管理に注意すること。</p>

別表第 2 (第 2 条関係)

食品の自動販売機に係る基準

区分	公衆衛生上講ずべき措置
1 自動販売機の設置場所の管理	<p>(1) 設置場所及びその周辺は、定期的に清掃し、常に衛生上支障のないよう維持すること。</p> <p>(2) 不必要な物品を置かないこと。</p> <p>(3) 採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じ、適切な温度及び湿度の管理を行うこと。</p> <p>(4) 壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。</p> <p>(5) 必要に応じてねずみ族、昆虫等の駆除作業を実施すること。</p>
2 自動販売機の管理	<p>(1) 常に点検し、正常に作動するよう整備し、故障、破損等があった場合には、速やかに補修すること。</p> <p>(2) 定期的に清掃し、常に清潔かつ衛生的に保つこと。</p> <p>(3) 食品に直接接触する部分は、分解、循環方式等により洗浄及び消毒を行うこと。</p> <p>(4) 洗浄及び殺菌を行う場合は、適正な洗剤及び殺菌剤を適正な方法で使用し、使用後はそれらが残存することのないように十分水洗いすること。</p> <p>(5) 食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品（食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 1 条第 1 項第 6 号に規定するものをいう。以下同じ。）並びに瓶詰及び缶詰にしたものを除く。）を冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する自動販売機にあっては、所定の温度（冷凍するものにあつては摂氏マイナス 15 度以下、冷蔵するものにあつては摂氏 10 度以下、温蔵するものにあつては摂氏 63 度以上とする。以下同じ。）が保たれていることの点検を 1 日 1 回以上行うこと。</p> <p>(6) ストロー、紙カップ、箸等飲食の用に供される器具の保管は、常に清潔かつ衛生的に行うこと。</p> <p>(7) 営業者の住所、氏名及び電話番号を各自動販売機の見やすい</p>

	位置に表示すること。
3 給水及び 廃棄物処理	<p>(1) カートリッジ式給水タンク（自動販売機に水を供給するために設置される容器であって、取り外して用いるものをいう。以下同じ。）を使用する自動販売機にあつては、当該タンク及びこれと自動販売機との連結部分を常に清潔かつ衛生的に保つこと。</p> <p>(2) カートリッジ式給水タンクを使用する自動販売機にあつては、当該タンクを十分洗浄、消毒した後に水を供給すること。</p> <p>(3) 水道水以外の水を使用する場合には、年 1 回以上（災害等により水源等が汚染されたおそれがあるときは、その都度）水質検査を行い、成績書を 1 年以上保存すること。</p> <p>(4) 水質検査の結果、飲用不適となったときは、直ちに使用を中止し、適切な措置を講ずること。</p> <p>(5) 殺菌装置又は細菌ろ過装置を備えた自動販売機にあつては、常にその装置が正常に作動していることを確認すること。</p> <p>(6) 廃棄物は、適正に処理すること。</p> <p>(7) 自動販売機内に廃棄物容器を備えたものにあつては、その容器内の廃棄物を廃棄するごとに、廃棄物容器を洗浄すること。</p> <p>(8) 自動販売機外の廃棄物容器は、十分に洗浄するとともに、汚液及び汚臭が漏れないよう常に清潔にすること。</p> <p>(9) 排水貯留槽は、十分に洗浄し、衛生的に保つこと。</p>
4 食品の取 扱い	<p>(1) 自動販売機に収納されている食品は、定期的に点検及び管理を行うこと。</p> <p>(2) 自動販売機で冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する食品（容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びに瓶詰及び缶詰にしたものを除く。以下この号において同じ。）の取扱いは、次により行うこと。</p> <p>ア 食品を収納する場合は、食品を収納する部分の温度が所定の温度に保たれていること。</p> <p>イ 食品を収納する部分が所定の温度を保てなくなった場合は、</p>

	<p>既に当該自動販売機に収納されている食品は、販売しないこと。</p> <p>(3) 自動販売機で販売する弁当（容器包装詰加圧加熱殺菌食品、瓶詰及び缶詰にしたもの並びに冷凍したものを除く。以下同じ。）の取扱いは、次により行うこと。</p> <p>ア 冷蔵し、又は温蔵して販売すること。</p> <p>イ 自動販売機への追加収納は行わないこと。</p> <p>ウ 自動販売機に収納し、又は自動販売機から回収するときは、弁当の品名、数量、製造者の住所及び氏名、収納又は回収の日時並びに回収後の措置の内容を記録すること。</p> <p>エ 自動販売機への収納は、製造後速やかに行うこと。</p> <p>オ 自動販売機に収納するまでの運搬は、直射日光の遮断及び防塵^{じん}に効果のある車を用いること。</p>
5 食品取扱者の衛生管理	<p>営業者は、従事者に対し作業中清潔な作業衣を着用させる等食品を取り扱う際衛生上支障が生じないように指導すること。</p>
6 食品衛生責任者	<p>(1) 営業者は、自動販売機の設置場所ごとに、食品取扱者及び関係者のうちから食品衛生責任者を定めておくこと。</p> <p>(2) 食品衛生責任者は、営業者の指示に従い衛生管理に当たること。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 6 6 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

熊本市中小企業振興助成条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市中小企業振興助成条例の一部を改正する条例

熊本市中小企業振興助成条例（昭和 4 5 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号及び第 2 号ウ中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改め、同条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削る。

第 3 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 4 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第 5 条を削る。

第 6 条中「設備、」を削り、「設置若しくは」を「設置し、又は」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 1 号中「又は設備を本市内に設置若しくは拡充しようとするとき」を削り、同項第 2 号中「設備又は」を削り、「設置若しくは」を「設置し、又は」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に改め、同条を第 7 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 6 7 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

熊本市物産館条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市物産館条例の一部を改正する条例

熊本市物産館条例（平成 2 5 年条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

熊本市植木地域農産物の駅	熊本市北区植木町岩野 1 6 0 番地 1
--------------	-----------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 8 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、次項から第 5 項までの規定は、公布の日から施行する。

（施行前の指定に関する特例等）

- 2 熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者の指定に関する手続その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（施行前の使用許可等に関する特例）

- 3 前項の指定に係る議会の議決を受けた者（以下「熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者」という。）は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の熊本市物産館条例（以下「新条例」という。）第 4 条、第 5 条、第 6 条第 1 項及び第 7 条第 2 項の規定の例により、熊本市植木地域農産物の駅の直売所の使用許可、出荷調整その他の行為を行うことができる。
- 4 前項の規定による使用許可を受けた者は、新条例第 7 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の規定の例により、出荷計画書を熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者に提出しなければならない。

- 5 前 2 項の場合において、熊本市植木地域農産物の駅の指定管理者がした使用許可その他の行為又は当該指定管理者に対してなされた出荷計画書の提出若しくは出荷者団体の届出は、この条例の施行後は、それぞれ新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

条例第68号

平成27年10月5日

熊本市田原坂西南戦争資料館条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大西 一 史

熊本市田原坂西南戦争資料館条例の一部を改正する条例

熊本市田原坂西南戦争資料館条例（平成26年条例第86号）の一部を次のように改正する。

別表大人・高校生の項中「210円」を「300円」に、「180円」を「240円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年11月15日から施行する。

条 例 第 6 9 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成 2 5 年条例第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「なされないこと」を「なされず、当該家屋等が老朽化すること等」に改め、「鑑み」の次に「、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）とあいまって」を加える。

第 2 条第 3 号中「家屋等」を「空家外家屋」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 空家外家屋 家屋等のうち、空家等（法第 2 条第 1 項に規定する空家等をいう。）以外のものをいう。

第 3 条第 1 項中「家屋等の居住者がいなくなるなど、家屋等」を「空家外家屋」に、「当該家屋等」を「当該空家外家屋」に改め、同条第 2 項中「家屋等」を「空家外家屋」に改める。

第 4 条中「家屋等」を「空家外家屋」に改め、同条に後段として次のように加える。

特定空家等（法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等をいう。）があると認めるときも、同様とする。

第 5 条中「前条」を「前条前段」に、「家屋等」を「空家外家屋」に改める。

第 6 条第 1 項及び第 7 条中「家屋等」を「空家外家屋」に改める。

第 8 条中「家屋等（以下「老朽危険家屋等」という。）」を「空家外家屋」に改める。

第 9 条後段を削る。

第 1 0 条第 1 項中「家屋等」を「空家外家屋」に改める。

第 1 1 条中「市長は、」の次に「法又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条 例 第 7 0 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

熊本市軌道条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市軌道条例の一部を改正する条例

熊本市軌道条例（平成 1 3 年条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 7 条第 1 項」を「第 7 条」に、「定期乗車券、回数乗車券（カード式乗車券を含む。）」を「普通乗車券、定期乗車券」に、「次条第 1 項第 2 号、第 3 号」を「次条第 1 項第 1 号、第 2 号」に改める。

第 5 条第 1 項第 1 号ア中「1 5 0 円」を「1 7 0 円」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 削除

第 5 条第 1 項第 6 号ア中「4 0 0 円」を「5 0 0 円」に、「2 0 0 円」を「2 5 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 4 条及び第 5 条第 1 項第 3 号の改正規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に発行されている定期乗車券に係る運賃については、なお従前の例による。
- 3 附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の際、現に発行されているこの条例による改正前の熊本市軌道条例第 4 条の規定による回数乗車券（カード式乗車券を除く。）は、当分の間、附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行後においても、なお

使用することができる。

規 則

規 則 第 67 号

平成 27 年 10 月 2 日

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 44 年規則第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 4 号様式〔注意事項〕第 4 項中「社会保険事務所」を「年金事務所」に改め、同項第 6 号中「、国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は」を削る。

第 5 号様式〔注意事項〕第 4 項中「社会保険事務所」を「年金事務所」に改め、同項第 6 号中「、国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は」を削る。

第 7 号様式〔注意事項〕第 2 項中「社会保険事務所」を「年金事務所」に改め、同項第 6 号中「、国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削る。

第 13 号様式から第 14 号様式まで、第 19 号様式、第 19 号の 2 様式、第 21 号様式及び第 22 号様式中「社会保険事務所」を「年金事務所」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 68 号

平成 27 年 10 月 2 日

熊本市萱木集会所条例施行規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市萱木集会所条例施行規則を廃止する規則

熊本市萱木集会所条例施行規則（平成 22 年規則第 11 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 69 号

平成 27 年 10 月 2 日

熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等の職員の兼務に関する規則（平成 24 年規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 8 号中「電子証明書」を「公的個人認証における電子証明書」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (10) 社会保障・税番号制度における通知カードに係る届出の受付等に関する事
- (11) 社会保障・税番号制度における個人番号カードに係る届出の受付等に関する事

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 1 条に 2 号を加える改正規定（同条第 11 号に係る部分に限る。）は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

規 則 第 70 号

平成 27 年 10 月 2 日

熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市手数料条例施行規則（昭和 54 年規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号を次のように改める。

- (5) 通知カードの追記欄の余白がなくなった場合その他の市長において手数料の減免を必要と認めた場合の通知カードの再交付

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

規 則 第 71 号

平成 27 年 10 月 6 日

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例施行規則（平成 26 年規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「(管理不全な状態の判断)」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

空家外家屋について管理不全な状態か否かを判断するに当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 72 号

平成 27 年 10 月 9 日

熊本市中小企業振興助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市中小企業振興助成条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市中小企業振興助成条例施行規則（昭和 63 年規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「第 2 条第 5 号」を「第 2 条第 4 号」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条中第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第 4 条の見出し中「事業助成金等」を「事業助成金」に改め、同条第 1 項中「又は第 5 条第 1 項」及び「又は利子補助金（以下「事業助成金等」という。）」を削り、「中小企業振興助成事業助成金等交付申請書」を「中小企業振興助成事業助成金交付申請書」に改め、同条第 2 項第 3 号を削る。

第 5 条の見出し中「事業助成金等」を「事業助成金」に改め、同条第 2 項中「又は条例第 5 条第 1 項に係る利子補助金」を削り、「事業助成金等の」を「事業助成金の」に、「中小企業振興助成事業助成金等交付決定通知書」を「中小企業振興助成事業助成金交付決定通知書」に改める。

第 6 条第 1 項中「事業助成金等」を「事業助成金」に改め、同条第 2 項中「中小企業振興助成事業助成金等交付決定変更（取消）通知書」を「中小企業振興助成事業助成金交付決定変更（取消）通知書」に、「事業助成金等の」を「事業助成金の」に改める。

第 7 条第 1 項中「又は条例第 5 条第 1 項に係る利子補助金」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書

- (2) 事業決算書
- (3) 事業に係る契約書の写し
- (4) 支払領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

第 8 条の見出し及び同条中「事業助成金等の」を「事業助成金の」に改め、同条中「中小企業振興助成事業助成金等交付確定通知書」を「中小企業振興助成事業助成金交付確定通知書」に改める。

第 9 条の見出し中「事業助成金等」を「事業助成金」に改め、同条第 2 項中「又は条例第 5 条第 1 項に係る利子補助金」を削り、「中小企業振興助成事業助成金等概算交付通知書」を「中小企業振興助成事業助成金概算交付通知書」に改める。

第 11 条の見出し及び同条中「事業助成金等」を「事業助成金」に改める。

様式第 1 号中「中小企業振興助成事業助成金等交付申請書」を「中小企業振興助成事業助成金交付申請書」に改める。

様式第 3 号中「中小企業振興助成事業助成金等交付決定通知書」を「中小企業振興助成事業助成金交付決定通知書」に、「助成金等に」を「助成金に」に改める。

様式第 5 号中「中小企業振興助成事業助成金等交付決定変更（取消）通知書」を「中小企業振興助成事業助成金交付決定変更（取消）通知書」に改める。

様式第 7 号中「中小企業振興助成事業助成金等交付確定通知書」を「中小企業振興助成事業助成金交付確定通知書」に改める。

様式第 8 号中「中小企業振興助成事業助成金等概算交付通知書」を「中小企業振興助成事業助成金概算交付通知書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 第 73 号

平成 27 年 10 月 13 日

熊本市公共交通協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市公共交通協議会規則の一部を改正する規則

熊本市公共交通協議会規則（平成 25 年規則第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 5 条第 1 項に規定する地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関すること。

第 3 条第 1 項中「32 人」を「35 人」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の熊本市公共交通協議会規則第 4 条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成 27 年 10 月 31 日までの間に委嘱される委員の任期は、平成 28 年 3 月 31 日までとする。

告 示

告示第 664 号

平成 27 年 10 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第 69 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大西 一 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	薬局セントラルファーマ シー長嶺	熊本市東区長嶺南 2-8-83	平成 27 年 10 月 1 日 ～ 平成 33 年 9 月 30 日

告示第 666 号

平成 27 年 10 月 1 日

市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 督促状送達の効力の発生日
この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
 - (1) 市県民税（普通徴収）
8 件
 - (2) 固定資産税
415 件
 - (3) 軽自動車税
604 件
 - (4) 市県民税（特別徴収）
6 件
 - (5) 法人市民税
2 件

告示第 667 号

平成 27 年 10 月 2 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 大西 一 史

撤去日	名称又は種類	数量	撤去場所	保管開始日	その他
9 月 7 日	はり札等	2	桜木	9 月 8 日	
9 月 8 日	はり札等	1	楡木	9 月 9 日	

9月11日	はり札等	2	南高江	9月12日	
9月14日	はり札等	3	大江	9月15日	
9月15日	立看板等	3	良町	9月16日	
9月17日	はり札等	1	戸島西	9月18日	
9月18日	はり札等	10	下南部・城山半田	9月19日	
9月24日	はり札等	9	砂原町・健軍本町・錦ヶ丘・春日	9月25日	
9月25日	はり札等	36	画区町重富・良町・萩原町・長嶺 東・長嶺南・下通・上通町	9月26日	
	立看板等		1		
9月28日	はり札等	3	新生・広木町	9月29日	
9月29日	はり札等	9	楡木・城南町塚原・画区町重富	9月30日	
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)					

告示第 668 号

平成 27 年 10 月 2 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 項第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 大西 一 史

1 事業所の名称及び所在地

- (1) 訪問介護ステーション 桜十字
熊本市南区御幸笛田七丁目 11 番 85 号
- (2) 訪問介護ステーション 博寿園
熊本市東区三郎二丁目 2 番 131 号
- (3) 犬のマック
熊本市西区蓮台寺五丁目 3 番 33 号
- (4) 就労継続支援 A 型事業所 エルヴェ
熊本市西区小島八丁目 9 番 13 号 城西ハイツ 103 号
- (5) 春秋経理センター
熊本市中央区神水一丁目 5 番地 10 号県前ビル 102 号
- (6) 共同生活援助事業所 しずく
熊本市中央区黒髪四丁目 12 番 11 号
- (7) ルミエール帯山
熊本市中央区帯山五丁目 3 番 9 号

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 医療法人 桜十字
熊本市南区御幸木部一丁目 1 番 1 号
西川 朋希
- (2) 株式会社 ケアベース
熊本市中央区水前寺四丁目 52 番 44 号
濱田 文子
- (3) NPO 法人 くまもと福祉ネットワーク
熊本市西区蓮台寺五丁目 3 番 33 号

渡邊 充朗

(4) 特定非営利活動法人 エルヴェ

熊本市南区八幡十一丁目 1 5 番 8 号

布田 明信

(5) 一般社団法人 春秋

熊本市中央区神水一丁目 5 番地 1 0 号県前ビル 1 0 2 号

後藤 健文

(6) NPO 法人 さわやかケアセンター

熊本市西区島崎二丁目 3 4 番 4 3 号

岡本 義治

(7) 株式会社 B. Advance

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目 1 7 番 2 5 号博多クリエイトビル 5 階

島野 廣紀

3 指定年月日

平成 2 7 年 1 0 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

(1)(2) 居宅介護、重度訪問介護

(3)(4)(5) 就労継続支援 A 型

(6)(7) 共同生活援助

5 主たる対象とする障害の種類

(1) 居宅介護：身体障害者、難病患者 重度訪問介護：肢体不自由者

(2) 居宅介護：身体障害者、知的障害者 重度訪問介護：肢体不自由者、行動障害を有する者

(3) 就労継続支援 A 型：知的障害者、精神障害者、難病患者

(4) 就労継続支援 A 型：特定なし

(5) 就労継続支援 A 型：特定なし

(6)(7) 共同生活援助：知的障害者、精神障害者

告 示 第 6 6 9 号

平成 2 7 年 1 0 月 2 日

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 1 5 年総務省令第 1 2 0 号）第 6 5 条第 1 項の規定により、平成 2 7 年 9 月 2 8 日から認証業務関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

告 示 第 6 7 0 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条及び第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動及び保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

ア	平成 2 7 年 9 月 1 4 日	手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、東区東野二丁目 1 1、並木坂エリア
イ	平成 2 7 年 9 月 1 5 日	中央区九品寺一丁目 4-1 8
ウ	平成 2 7 年 9 月 1 6 日	銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、辛島エリア、中央区水前寺一丁

		目 1 1, 中央区菅原町 8, 中央区大江五丁目 1 7, 中央区大江六丁目 2 5, 中央区大江本町 7
エ	平成 2 7 年 9 月 1 7 日	手取エリア, 辛島エリア, 水道町エリア, 並木坂エリア
オ	平成 2 7 年 9 月 1 8 日	新水前寺駅東高架下駐輪場, 中央区水前寺一丁目 2, 東区渡鹿八丁目東海学園駅前駐輪場
カ	平成 2 7 年 9 月 2 4 日	健軍ピアクレス, 健軍駐輪場, 健軍変電所南側駐輪場, 新水前寺駅西高架下駐輪場, 中央区九品寺一丁目 2, 中央区国府一丁目 2 0, 中央区室園町 1, 中央区大江五丁目 1 0, 中央区大江本町 1, 北区黒髪五丁目 2
キ	平成 2 7 年 9 月 2 5 日	銀座通りエリア, 手取エリア, 上通りエリア, 中央区島崎五丁目 8, 並木坂エリア

(2) 保管の場所 平成第二自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 2 8 年 1 月 5 日まで

2 移動・保管台数

自転車 1 6 8 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前 1 0 時から午後 4 時 3 0 分まで

日曜日、祝祭日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第二自転車保管所（電話 0 9 6 - 3 7 0 - 5 6 0 6）

熊本市中央区平成二丁目 2 3 5 番（平成跨線橋下）

告 示 第 6 7 1 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条及び第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づいて移動及び保管した自転車を、同条例第 1 4 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 6 1 年規則第 7 号）第 1 8 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 1 7 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項別表のとおり（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 2 7 年 1 0 月 5 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 1 2 7 台

告 示 第 6 7 2 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

市道の路線を次のように認定するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 9 条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
9- 1071	清水新地2丁目 第3号線	北区清水新地2丁目603番17	地先
		北区清水新地2丁目606番8	地先
9- 1072	清水新地2丁目 第4号線	北区清水新地2丁目603番17	地先
		北区清水新地2丁目603番18	地先
13- 484	桜木4丁目 第27号線	東区桜木4丁目21番3	地先
		東区桜木4丁目22番2	地先
14- 395	重富 第54号線	東区画区町大字重富31番10	地先
		東区画区町大字重富29番6	地先
18- 212	城山半田2丁目 第1号線	西区城山半田2丁目364番12	地先
		西区城山半田2丁目364番7	地先
22- 163	中原町 第44号線	西区中原町640番13	地先
		西区中原町640番9	地先
23- 896	上南部1丁目 第2号線	東区上南部1丁目291番4	地先
		東区上南部1丁目296番5	地先
23- 897	戸島西1丁目 第4号線	東区戸島西1丁目3243番14	地先
		東区戸島西1丁目3241番6	地先
23- 898	御領2丁目 第7号線	東区御領2丁目724番2	地先
		東区御領2丁目726番15	地先
23- 899	御領2丁目 第8号線	東区御領2丁目726番18	地先
		東区御領2丁目709番4	地先
23- 900	戸島西4丁目 第9号線	東区戸島西4丁目3198番5	地先
		東区戸島西4丁目3199番1	地先
23- 901	戸島西4丁目 第10号線	東区戸島西4丁目3551番14	地先
		東区戸島西4丁目3557番1	地先
23- 902	戸島西4丁目 第11号線	東区戸島西4丁目3555番41	地先
		東区戸島西4丁目3555番44	地先
23- 903	小山5丁目 第4号線	東区小山5丁目1036番19	地先
		東区小山5丁目1036番15	地先
26- 173	並建町 第11号線	南区並建町126番5	地先
		南区並建町126番4	地先
26- 174	護藤町 第38号線	南区護藤町1499番12	地先
		南区護藤町1499番9	地先
4- 574	出水5丁目 第21号線	中央区出水5丁目453番2	地先
		中央区出水5丁目374番8	地先
8- 61	池田1丁目 第30号線	西区池田1丁目404番9	地先
		西区池田1丁目449番	地先
8- 62	池田1丁目 第31号線	西区池田1丁目420番	地先
		西区池田1丁目368番19	地先

8-	池田2丁目	西区池田2丁目746番	地先	
67	第5号線	西区池田2丁目718番	地先	
8-	池田2丁目1丁目	西区池田2丁目820番4	地先	
311	第1号線	西区池田1丁目426番6	地先	
15-	田迎3丁目	南区田迎3丁目33番1	地先	
732	第3号線	南区田迎3丁目34番7	地先	
5-	琴平2丁目	中央区琴平2丁目434番	地先	
101	第6号線	中央区琴平2丁目438番	地先	
17-	荒尾2丁目八分字町	南区荒尾2丁目1231番2	地先	
83	第1号線	南区八分字町36番1	地先	
26-	八分字町	南区八分字町51番	地先	
175	第30号線	南区八分字町83番1	地先	
1-	新町4丁目横手1丁目	中央区新町4丁目8番3	地先	
409	目	中央区横手1丁目1087番9	地先	
1-	新町3丁目	中央区新町3丁目10番2	地先	
410	第6号線	中央区新町3丁目10番79	地先	
6-	横手1丁目2丁目	中央区横手1丁目1169番1	地先	
513	第1号線	中央区横手2丁目1182番33	地先	
6-	横手1丁目新町4丁目	中央区横手1丁目1087番22	地先	
514	目	中央区新町4丁目8番36	地先	
7-	島崎1丁目	中央区島崎1丁目367番	地先	
528	第20号線	中央区島崎1丁目774番	地先	
7-	島崎1丁目	中央区島崎1丁目63番3	地先	
529	第21号線	中央区島崎1丁目212番	地先	
7-	島崎1丁目段山本町	中央区島崎1丁目101番	地先	
530	第1号線	中央区段山本町62番2	地先	
7-	島崎1丁目段山本町	中央区島崎1丁目63番1	地先	
531	第2号線	中央区段山本町44番2	地先	
7-	花園1丁目	西区花園1丁目439番	地先	
532	第20号線	西区花園1丁目380番3	地先	
7-	花園1丁目	西区花園1丁目395番1	地先	
533	第21号線	西区花園1丁目377番2	地先	
7-	花園1丁目	西区花園1丁目150番1	地先	
534	第22号線	西区花園1丁目201番2	地先	
7-	花園1丁目	西区花園1丁目225番3	地先	
535	第23号線	西区花園1丁目213番	地先	
8-	池亀町	西区池亀町123番2	地先	
312	第33号線	西区池亀町113番12	地先	

告 示 第 6 7 3 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	起点		重要な 経過地
		終点		
8- 61	池田1丁目 第30号線	池田1丁目404番9	地先	
		池田1丁目368番30	地先	
8- 62	池田1丁目 第31号線	池田1丁目420番	地先	
		池田1丁目368番18	地先	
8- 67	池田2丁目 第5号線	池田2丁目744番	地先	
		池田1丁目436番1	地先	
5- 101	琴平2丁目 第6号線	琴平2丁目434番	地先	
		琴平2丁目439番1	地先	
17- 83	荒尾町 第5号線	荒尾町1231番2	地先	
		荒尾町1323番1	地先	

告 示 第 6 7 4 号

平成 2 7 年 1 0 月 5 日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	起点		路面幅員 (m)	延長 (m)
		終点			
9- 1071	清水新地2丁目 第3号線	北区清水新地2丁目603番17	地先	4.0~ 14.9	50.2
		北区清水新地2丁目606番8	地先		
9- 1072	清水新地2丁目 第4号線	北区清水新地2丁目603番17	地先	4.0~ 8.9	69.3
		北区清水新地2丁目603番18	地先		
13- 484	桜木4丁目 第27号線	東区桜木4丁目21番3	地先	5.0~ 11.0	104.5
		東区桜木4丁目22番2	地先		
14- 395	重富 第54号線	東区画図町大字重富31番10	地先	4.5~ 13.7	53.4
		東区画図町大字重富29番6	地先		
18- 212	城山半田2丁目 第1号線	西区城山半田2丁目364番12	地先	5.0~ 9.1	61.5
		西区城山半田2丁目364番7	地先		
22- 163	中原町 第44号線	西区中原町640番13	地先	5.0~ 10.0	72.5
		西区中原町640番9	地先		
23- 896	上南部1丁目 第2号線	東区上南部1丁目291番4	地先	4.0~ 9.0	57.2
		東区上南部1丁目296番5	地先		

23- 897	戸島西1丁目	東区戸島西1丁目3243番14	地先	5.0~	62.0
	第4号線	東区戸島西1丁目3241番6	地先	10.0	
23- 898	御領2丁目	東区御領2丁目724番2	地先	5.0~	139.5
	第7号線	東区御領2丁目726番15	地先	15.3	
23- 899	御領2丁目	東区御領2丁目726番18	地先	4.0~	82.7
	第8号線	東区御領2丁目709番4	地先	10.0	
23- 900	戸島西4丁目	東区戸島西4丁目3198番5	地先	5.0~	43.7
	第9号線	東区戸島西4丁目3199番1	地先	10.0	
23- 901	戸島西4丁目	東区戸島西4丁目3551番14	地先	5.0~	94.3
	第10号線	東区戸島西4丁目3557番1	地先	7.8	
23- 902	戸島西4丁目	東区戸島西4丁目3555番41	地先	5.0~	31.8
	第11号線	東区戸島西4丁目3555番44	地先	9.2	
23- 903	小山5丁目	東区小山5丁目1036番19	地先	5.0~	70.2
	第4号線	東区小山5丁目1036番15	地先	10.0	
26- 173	並建町	南区並建町126番5	地先	5.5~	40.7
	第11号線	南区並建町126番4	地先	10.5	
26- 174	護藤町	南区護藤町1499番12	地先	4.5~	66.4
	第38号線	南区護藤町1499番9	地先	8.9	
4- 574	出水5丁目	中央区出水5丁目453番2	地先	5.0~	60.1
	第21号線	中央区出水5丁目374番8	地先	15.0	
8- 61	池田1丁目	西区池田1丁目404番9	地先	4.0~	256.9
	第30号線	西区池田1丁目449番	地先	9.5	
8- 62	池田1丁目	西区池田1丁目420番	地先	0.9~	214.0
	第31号線	西区池田1丁目368番19	地先	6.3	
8- 67	池田2丁目	西区池田2丁目746番	地先	1.5~	61.9
	第5号線	西区池田2丁目718番	地先	5.6	
8- 311	池田2丁目1丁 目第1号線	西区池田2丁目820番4	地先	4.0~	417.4
		西区池田1丁目426番6	地先	10.0	
15- 732	田迎3丁目	南区田迎3丁目33番1	地先	4.0~	56.0
	第3号線	南区田迎3丁目34番7	地先	9.0	
5- 101	琴平2丁目	中央区琴平2丁目434番	地先	0.9~	35.7
	第6号線	中央区琴平2丁目438番	地先	2.2	
17- 83	荒尾2丁目八分 字町第1号線	南区荒尾2丁目1231番2	地先	0.6~	73.0
		南区八分字町36番1	地先	1.8	
26- 175	八分字町	南区八分字町51番	地先	6.1~	297.1
	第30号線	南区八分字町83番1	地先	16.6	
1- 409	新町4丁目横手 1丁目第1号線	中央区新町4丁目8番3	地先	6.0~	195.0
		中央区横手1丁目1087番9	地先	7.7	
1- 410	新町3丁目	中央区新町3丁目10番2	地先	6.0~	36.0
	第6号線	中央区新町3丁目10番79	地先	8.0	
6- 513	横手1丁目2丁 目第1号線	中央区横手1丁目1169番1	地先	6.0~	246.7
		中央区横手2丁目1182番33	地先	8.4	

6- 514	横手1丁目新町 4丁目第1号線	中央区横手1丁目1087番22	地先	6.0~	21.5
		中央区新町4丁目8番36	地先	10.2	
7- 528	島崎1丁目 第20号線	中央区島崎1丁目367番	地先	6.0~	224.5
		中央区島崎1丁目774番	地先	6.0	
7- 529	島崎1丁目 第21号線	中央区島崎1丁目63番3	地先	6.0~	139.4
		中央区島崎1丁目212番	地先	8.4	
7- 530	島崎1丁目段山 本町第1号線	中央区島崎1丁目101番	地先	6.0~	21.6
		中央区段山本町62番2	地先	10.1	
7- 531	島崎1丁目段山 本町第2号線	中央区島崎1丁目63番1	地先	6.0~	21.6
		中央区段山本町44番2	地先	10.2	
7- 532	花園1丁目 第20号線	西区花園1丁目439番	地先	6.0~	21.6
		西区花園1丁目380番3	地先	10.2	
7- 533	花園1丁目 第21号線	西区花園1丁目395番1	地先	6.0~	21.6
		西区花園1丁目377番2	地先	10.2	
7- 534	花園1丁目 第22号線	西区花園1丁目150番1	地先	6.0~	21.4
		西区花園1丁目201番2	地先	10.0	
7- 535	花園1丁目 第23号線	西区花園1丁目225番3	地先	6.0~	144.2
		西区花園1丁目213番	地先	11.6	
8- 312	池亀町 第33号線	西区池亀町123番2	地先	4.0~	23.2
		西区池亀町113番12	地先	4.0	

告 示 第 6 7 5 号

平成 27 年 10 月 5 日

市道の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	起点		重要な 経過地
		終点		
9- 1071	清水新地2丁目 第3号線	北区清水新地2丁目603番17	地先	
		北区清水新地2丁目606番8	地先	
9- 1072	清水新地2丁目 第4号線	北区清水新地2丁目603番17	地先	
		北区清水新地2丁目603番18	地先	
13- 484	桜木4丁目 第27号線	東区桜木4丁目21番3	地先	
		東区桜木4丁目22番2	地先	
14- 395	重富 第54号線	東区画区町大字重富31番10	地先	
		東区画区町大字重富29番6	地先	
18- 212	城山半田2丁目 第1号線	西区城山半田2丁目364番12	地先	
		西区城山半田2丁目364番7	地先	
22- 163	中原町 第44号線	西区中原町640番13	地先	
		西区中原町640番9	地先	

23-	上南部1丁目	東区上南部1丁目291番4	地先	
896	第2号線	東区上南部1丁目296番5	地先	
23-	戸島西1丁目	東区戸島西1丁目3243番14	地先	
897	第4号線	東区戸島西1丁目3241番6	地先	
23-	御領2丁目	東区御領2丁目724番2	地先	
898	第7号線	東区御領2丁目726番15	地先	
23-	御領2丁目	東区御領2丁目726番18	地先	
899	第8号線	東区御領2丁目709番4	地先	
23-	戸島西4丁目	東区戸島西4丁目3198番5	地先	
900	第9号線	東区戸島西4丁目3199番1	地先	
23-	戸島西4丁目	東区戸島西4丁目3551番14	地先	
901	第10号線	東区戸島西4丁目3557番1	地先	
23-	戸島西4丁目	東区戸島西4丁目3555番41	地先	
902	第11号線	東区戸島西4丁目3555番44	地先	
23-	小山5丁目	東区小山5丁目1036番19	地先	
903	第4号線	東区小山5丁目1036番15	地先	
26-	並建町	南区並建町126番5	地先	
173	第11号線	南区並建町126番4	地先	
26-	護藤町	南区護藤町1499番12	地先	
174	第38号線	南区護藤町1499番9	地先	
4-	出水5丁目	中央区出水5丁目453番2	地先	
574	第21号線	中央区出水5丁目374番8	地先	
8-	池田1丁目	西区池田1丁目404番9	地先	
61	第30号線	西区池田1丁目449番	地先	
8-	池田1丁目	西区池田1丁目420番	地先	
62	第31号線	西区池田1丁目368番19	地先	
8-	池田2丁目	西区池田2丁目746番	地先	
67	第5号線	西区池田2丁目718番	地先	
8-	池田2丁目1丁目	西区池田2丁目820番4	地先	
311	第1号線	西区池田1丁目426番6	地先	
15-	田迎3丁目	南区田迎3丁目33番1	地先	
732	第3号線	南区田迎3丁目34番7	地先	
5-	琴平2丁目	中央区琴平2丁目434番	地先	
101	第6号線	中央区琴平2丁目438番	地先	
17-	荒尾2丁目八分字町	南区荒尾2丁目1231番2	地先	
83	第1号線	南区八分字町36番1	地先	
26-	八分字町	南区八分字町51番	地先	
175	第30号線	南区八分字町83番1	地先	

供用開始の期日

平成27年10月5日

告 示 第 6 7 6 号

平成 2 7 年 1 0 月 6 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

3 件

2 送達をする書類名

差押調書（謄本）

配当計算書

告 示 第 6 7 7 号

平成 2 7 年 1 0 月 6 日

身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する医師を次のとおり指定したので、熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年規則第 6 3 号）第 4 条の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医師氏名	診療科目	医療機関名	所在地	指定年月日
今村 重洋	神経内科	水前寺とうや病院	熊本市中央区水前寺五丁目 2-22	平成 2 7 年 4 月 1 日
中村 和芳	内科	熊本大学医学部付属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1-1	平成 2 7 年 4 月 1 日
吉元 和彦	小児外科	熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目 1-1	平成 2 7 年 9 月 2 9 日
里地 葉	泌尿器科	平山泌尿器科医院	熊本市北区八景水谷一丁目 24-32	平成 2 7 年 9 月 2 9 日

告 示 第 6 7 8 号

平成 2 7 年 1 0 月 6 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 大 西 一 史

医療機関名	所在地	担当すべき 医療の種類	主として担当する 医師・薬剤師名	指定年月日
シモカワ薬局 サンロー ト新市街店	熊本市中央区新市街 1 番 2 2 号	調剤	森田 啓一郎	平成 2 7 年 1 0 月 1 日
ふきのとう薬局 熊大病院西門店	熊本市中央区本荘三丁目 1 番 1 1 号	調剤	松本 真明	平成 2 7 年 1 0 月 1 日
熊本赤十字病院	熊本市東区長嶺南二丁目 1 番 1 号	小腸	吉元 和彦	平成 2 7 年 1 0 月 1 日
熊本大学医学部付属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1 番 1 号	腎臓	西 一彦	平成 2 7 年 1 0 月 1 日
熊本大学医学部付属病院	熊本市中央区本荘一丁目 1 番 1 号	腎移植	西 一彦	平成 2 7 年 1 0 月 1 日

小幡調剤薬局	熊本市中央区子飼本町1-21	調剤	佐伯 英康	平成27年 10月1日
上熊本中央薬局	熊本市中央区段山本町6番5号	調剤	中原 麗	平成27年 10月1日
しらふじ調剤薬局	熊本市南区白藤五丁目876-6	調剤	松坂 大輔	平成27年 10月1日
太陽堂薬局 小楠公園前店	熊本市東区沼山津四丁目1番21号	調剤	古閑 さゆり	平成27年 10月1日
とみお薬局	熊本市西区池田三丁目37-14	調剤	二瓶 雅也	平成27年 10月1日
よもぎ薬局	熊本市北区四方寄町1286-3	調剤	向井 朋子	平成27年 10月1日
さくら調剤薬局 城南店	熊本市南区城南町藤山355番地3	調剤	東岡 松利	平成27年 10月1日
弓削薬局	熊本市北区龍田町弓削646番地13 7	調剤	角田 将一	平成27年 10月1日

告示第680号

平成27年10月9日

平成27年度国民健康保険料納付通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明で書類を送達することができないため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該書類は熊本市健康福祉子ども局国保年金課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

23名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成27年11月2日

告示第681号

平成27年10月13日

平成27年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大西 一 史

該当年度	税 目	期別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成27	市県民税	3期 4期	平成27年11月2日 平成28年2月1日	8名

告 示 第 6 8 4 号

平成 27 年 10 月 13 日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	8 月期	235 名
	7 月期	24 名
	6 月期	3 名
平成 26 年度	2 月期	1 名
	1 月期	1 名
	12 月期	1 名
	11 月期	1 名
	10 月期	1 名
	8 月期	1 名
	6 月期	1 名

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 10 月 19 日

告 示 第 6 8 5 号

平成 27 年 10 月 13 日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	8 月期	98 名
	7 月期	6 名

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 10 月 19 日

告 示 第 6 8 6 号

平成 27 年 10 月 13 日

後期高齢者医療保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
平成 27 年度	8 月期	12 名

上記の者は、指定期限までに後期高齢者医療保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成 27 年 10 月 19 日

告 示 第 6 8 7 号

平成 27 年 10 月 14 日

平成 27 年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市介護保険条例（平成 12 年条例第 5 号）第 9 条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 大 西 一 史

年度	科目	期別	納期限	備考
平成 27 年度	介護保険料	9 月期	平成 27 年 11 月 2 日	公示送達者（登載省略） 9 名
		10 月期	平成 27 年 11 月 2 日	
		11 月期	平成 27 年 11 月 30 日	
		12 月期	平成 28 年 1 月 4 日	
		1 月期	平成 28 年 2 月 1 日	
		2 月期	平成 28 年 2 月 29 日	
		3 月期	平成 28 年 3 月 31 日	

告 示 第 6 8 8 号

平成 27 年 10 月 14 日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路線名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
23- 127	上南部町 第 5 号線	東区上南部 3 丁目 1091 番 4 地先から 東区上南部 3 丁目 1199 番 1 地先まで	旧	4.0~4.5	2.5
		東区上南部 3 丁目 1091 番 1 地先から 東区上南部 3 丁目 1199 番 1 地先まで	新	4.0~5.5	2.5

告 示 第 6 8 9 号

平成 27 年 10 月 14 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大 西 一 史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域		供用開始の期日
		区 間		
23-	上南部町	東区上南部3丁目1091番1地先から		平成27年10月14日
127	第5号線	東区上南部3丁目1199番1地先まで		

告示第690号

平成27年10月14日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から2週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 大西一史

整理番号	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
2-	黒髪3丁目	中央区黒髪3丁目269番地先から	旧	2.8~3.0	12.2
		中央区黒髪3丁目276番2地先まで			
151	第7号線	中央区黒髪3丁目269番地先から	新	0~0	0
		中央区黒髪3丁目276番2地先まで			

告示第692号

平成27年10月15日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく配当計算書について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西一史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1名

告示第693号

平成27年10月15日

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）について、送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達ができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 大西一史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）

1名

公 告

公告第 675 号

平成 27 年 10 月 1 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
熊本インタープラザ
熊本市東区御領町 325 番 外
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(1) 廃止前 1,318 平方メートル
(2) 廃止後 891 平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日
平成 27 年 10 月 23 日
- 4 変更する理由
テナント入退去のため
- 5 届出年月日
平成 27 年 9 月 24 日

公告第 676 号

平成 27 年 10 月 1 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 大西 一 史

1 変更内容

番号	変更した土地の所在	面積 (㎡)	変更理由
1	西区河内町船津字向木原 402 番 1	124	農地を農機具格納庫に用途区分変更

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
熊本市中央区役所総務企画課
熊本市東区役所農業振興課
熊本市西区役所農業振興課
熊本市南区役所農業振興課
熊本市北区役所農業振興課

公告第 678 号

平成 27 年 10 月 1 日

次のとおり換価財産の最高価申込者を決定したので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 106 条第 2 項の規定により公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 換価財産
売却区分番号 1

【土地の表示】

所在 熊本市北区高平一丁目

地番 274番

地目 畑

地積 489.00㎡

2 最高価申込価額

売却区分番号 1 5, 105, 151円

3 最高価申込者氏名又は名称

売却区分番号 1 株式会社 海王

4 最高価申込者の決定年月日

平成27年9月30日(水)

5 売却決定日時及び場所

日時:平成27年10月7日(水)午前10時

場所:熊本市財政局納税課

公告第680号

平成27年10月1日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区鹿子木町字園畑352番6

431.98平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

記載省略

公告第681号

平成27年10月2日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西一史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区戸島町460番1、460番3

2,607.95平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区小山町2210番地

社会福祉法人 託麻会

理事 満永 壽博

公告第683号

平成27年10月5日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の規定に基づき、平成26年度熊本市決算における財政の健全性に関する比率及び資金不足比率について公表する。

熊本市長 大西一史

健全化判断比率

(単位: %)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	9.9	25.0	35.0
将来負担比率	122.4	400.0	

資金不足比率

(単位: %)

区 分	資金不足比率	経営健全化基準
法 通 用 企 業	病院事業会計	—
	水道事業会計	—
	工業用水道事業会計	—
	下水道事業会計	—
	交通事業会計	58.3
法 非 通 用 企 業	食肉センター会計	—
	農業集落排水事業会計	—
	食品工業団地用地会計	—
		20.0

公告第 690 号

平成 27 年 10 月 6 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区野口三丁目 959 番、960 番及び水路の一部
2,014.97 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南八丁目 11 番 40 号
三智開発株式会社
代表取締役 原 美保

公告第 691 号

平成 27 年 10 月 6 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区長嶺南六丁目 1886 番 1 の一部、1888 番
3,195.65 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区戸島西二丁目 3 番 10 号
医療法人社団 仁誠会

理事長 田尻 宗誠

公告第 695 号

平成 27 年 10 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーキット楠店
熊本市北区楠七丁目 8 番 10 号
- 2 大規模小売店舗の合併があった年月日
平成 27 年 6 月 1 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

合併前	合併後
株式会社カーノリアルエステート 代表取締役 馬場 英治 熊本市中央区安政町 1 番 2 号	株式会社カーノ 代表取締役 馬場 英治 熊本市中央区安政町 1 番 2 号

- 4 大規模小売店舗の合併の理由
経営統合のための合併
- 5 大規模小売店舗内の合併に係る店舗面積
4, 976 m²（変更なし）
- 6 届出年月日
平成 27 年 9 月 28 日

公告第 696 号

平成 27 年 10 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 大西 一史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カーノ下通
熊本市中央区安政町 1 番 2 号
- 2 大規模小売店舗の合併があった年月日
平成 27 年 6 月 1 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

合併前	合併後
株式会社カーノ 代表取締役 馬場 英治 熊本市中央区安政町 1 番 2 号	株式会社カーノ 代表取締役 馬場 英治 熊本市中央区安政町 1 番 2 号

- 4 大規模小売店舗の合併の理由
経営統合のための合併。なお、合併前に届出をした株式会社カーノと、合併後新たに設置者となる株式会社カーノは別会社である。
- 5 大規模小売店舗内の合併に係る店舗面積
10, 512 m²（変更なし）
- 6 届出年月日

平成 27 年 9 月 28 日

公 告 第 6 9 7 号

平成 27 年 10 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新外ショッピングセンター
熊本市健軍町 2726
- 2 大規模小売店舗の合併があった年月日
平成 27 年 6 月 1 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

合併前	合併後
株式会社壽屋 代表取締役 須藤 和徳 熊本市中央区安政町 1 番 2 号	株式会社カーリーノ 代表取締役 馬場 英治 熊本市中央区安政町 1 番 2 号

- 4 大規模小売店舗の合併の理由
経営統合のため
- 5 大規模小売店舗内の合併に係る店舗面積
2, 511㎡（変更なし）
- 6 届出年月日
平成 27 年 9 月 28 日

公 告 第 6 9 8 号

平成 27 年 10 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 28 年 2 月 9 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新外ショッピングセンター
熊本市東区尾ノ上四丁目 11 番 12 号
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の所在地（町名・番地変更）
（変更前） 熊本市健軍町 2726
（変更後） 熊本市東区尾ノ上四丁目 11 番 12 号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）

小 売 業 者		住 所
氏名（名称）	代表者（法人の場合）	
株式会社黒潮市場	代表取締役 津末 啓二	熊本市北区楠七丁目 8 番 10 号
株式会社三喜	代表取締役 八木下 眞司	千葉県柏市中央町 2-8

甲斐 義朗 (個人)		熊本市東区尾ノ上二丁目 1 4 番 5 号
(変更後)		
小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社アタックスマート	代表取締役 筒井 靖彦	大分県佐伯市野岡町二丁目 1 番 1 0 号
株式会社黒潮市場	代表取締役 立丸 祐一	熊本市西区田崎町 4 2 6
株式会社古荘本店	代表取締役社長 古荘 善啓	熊本市中央区古川町 1 3
甲斐 義朗 (個人)		熊本市東区画区町所島 5 8 4 - 1 2

3 変更の年月日

- (1) 平成 5 年 2 月 2 2 日
- (2) 平成 2 6 年 3 月 6 日

4 変更の理由

- (1) 町名・番地変更のため
- (2) 小売業者の入れ替え及び住所、代表者の変更

5 届出年月日

平成 2 7 年 9 月 2 8 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 2 7 年 1 0 月 9 日から平成 2 8 年 2 月 9 日まで

公 告 第 6 9 9 号

平成 2 7 年 1 0 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 8 年 2 月 9 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ川尻店
熊本市南区八幡七丁目 5 番 1 号

2 変更した事項

(1) 設置者の商号

(変更前) 株式会社 アスト
(変更後) 株式会社 カリーノ

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 築城 政雄	福岡市博多区博多駅東三丁目 1 3 番 2 1 号

(変更後)

小 売 業 者		住 所
氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	
マックスバリュ九州株式会社	代表取締役 佐々木 勉	福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

3 変更の年月日

- (1) 平成27年6月1日
- (2) 平成26年5月23日

4 変更の理由

- (1) 商号変更の為
- (2) 小売業者の代表者交代のため

5 届出年月日

平成27年9月28日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市南区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成27年10月9日から平成28年2月9日まで

公 告 第 7 0 0 号

平成27年10月9日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成28年2月9日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 大 西 一 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス島崎店

熊本市中央区島崎一丁目244番1

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成28年5月31日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,365平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

建物敷地内 54台

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 17台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物西側 40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北側 13立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北側及び南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
平成27年9月30日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
熊本市農水商工局商工振興課、熊本市中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
 - (2) 縦覧期間
平成27年10月9日から平成28年2月9日まで

公 告 第 7 0 6 号

平成27年10月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区域山下代三丁目50番5、50番7
419.15平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公 告 第 7 0 7 号

平成27年10月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市西区域山下代三丁目50番6
201.66平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
登載省略

公告第 708 号

平成 27 年 10 月 15 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 27 年度熊本市農用地利用集積計画第 7 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 大西 一 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公告第 709 号

平成 27 年 10 月 15 日

次のとおり差押財産の公売を実施するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 14 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告する。

熊本市長 大西 一 史

1 公売財産の種類 動産

2 公売物件の品名、見積価額及び公売保証金

売却 区分 番号	品 名	見積価額	公売保証金
1	シグマレンズ 30mm F1.4 EXDC キヤノン用	14,200円	0円
2	フジノン レンズ HF12.5HA-1B	5,300円	0円
3	ツアーステージ x-blade ゴルフセット ゴルフバック付き	9,000円	0円
4	テーラーメイド ゴルフセット ゴルフバック付き	50,400円	0円
5	ボッテガヴェネタ ダッフルボストンバック	140,000円	0円
6	ロレックス エアーキング 14010M 自動巻 腕時計	144,000円	0円
7	ウエルダー クロノグラフ クォーツ 腕時計	22,500円	0円
8	チュードル レンジヤー 自動巻 腕時計	89,600円	0円
9	バカラ クリスタル/ペアロックグラス ギフト・未使用	20,000円	0円
10	エルメス モザイクヴァンキャトル/ペアマグカップ ギフト・未使用	19,200円	0円
11	東芝ブルーレイ ディスクプレーヤー DBP-300 未開封	10,000円	0円
12	エプソン カラリオ EP-805AW 未開封	6,500円	0円
13	ホイヤー スキッパー 自動巻 腕時計	117,600円	0円
14	フィルダーズ グラブ アメリカ製 未使用	10,000円	0円

全て代金納付時の現況有姿による

3 公売方法 せり売り

4 公売参加申込期間

平成 27 年 11 月 5 日（木）13 時から平成 27 年 11 月 19 日（木）23 時まで

5 せり売り期間

平成 27 年 11 月 27 日（金）13 時から平成 27 年 11 月 29 日（日）23 時まで

6 公売場所 ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上

7 売却決定日時及び場所

(1) 日時 平成 27 年 11 月 30 日（月）10 時

(2) 場所 熊本市役所 納税課

8 買受代金の納付期限 平成 27 年 12 月 7 日（月）14 時 30 分

（ただし、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 19 条の 7 第 1 項ただし書その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合を除く）

9 買受人についての資格その他の要件

国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は買受人となることができない。

10 その他の公売要件

- (1) この公売公告に違反した者、国税徴収法第92条の規定に該当する者又は同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及びせり売りに参加することはできない。
- (2) 公売財産のせり売りにかかる買受の申し込みをしようとする者（以下、「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要である。また、公売保証金を必要とする公売財産については、入札前に公売保証金を納付すること。
- (3) 公売保証金が30万円以下の納付は、入札者等（入札者等が法人の場合は当該法人代表者）名義のクレジットカード（アメリカンエクスプレスカード及びその他一部のカードを除く）で納付できるが、当該売却区分の公売保証金以上の利用可能な売上与信枠があることが必要である。
- (4) 公売保証金の納付は指定する口座への振込、現金書留による送付（公売保証金が50万円以下の場合に限る）、郵便為替（発行の日から起算し、175日を経過していないもの）の送付、又は現金（熊本手形交換所管内の銀行が振り出した小切手を含む。但し振出の日から起算して8日を経過していないもの）に限る。また、買受人が買受代金を納付しない場合、公売保証金は返還しない。
- (5) せり売りにかかる買受の申込は、せり売りの期間中であれば何度でもできる。一度行ったせり売りにかかる買受の申込は、変更又は取り消しはできない。
- (6) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価申込者と決定し売却決定を行う。なお、最高価申込者決定時においてはYAHOO! JAPAN IDを最高価申込者氏名とみなす。
- (7) 買受代金納付の前に、公売財産にかかる市税の完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消す。
- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときである。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになる。また、引渡しを行う財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行う。
- (9) 熊本市は公売財産について瑕疵担保責任を負わない。
- (10) 公売財産が滞納者等に保管されているときは、熊本市が買受人に交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産を受け取る。この場合、上記売却決定通知書の交付により、熊本市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになる。なお、代金納付後、直ちに公売財産を引き上げない場合は、保管人より保管料の支払を求められることがある。また、執行機関が公売財産を占有している場合、代金納付後直ちに公売財産を引き上げない場合は、「保管依頼書」の提出が必要である。
- (11) 買受人が自ら行う財産（電話加入権など）の場合は、売却決定後、速やかに登録等の手続をすること。
- (12) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限がある。
- (13) 公売公告の内容は、熊本市役所2階財政局納税課（9番窓口）で閲覧することができる。
- (14) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがある。
- (15) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しない。
- (16) 公売参加申込期間及びせり売り期間には、ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。
- (17) この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定する日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を熊本市役所納税課まで申し出ること。

中央区

中央区告示第21号

平成27年10月9日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年10月1日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 萱野晃

以下、登載省略

東区

東区告示第9号

平成27年10月7日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成27年10月1日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市東区長 中原裕治

以下、登載省略

上下水道局

上下水道局告示58号

平成27年10月1日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、平成27年10月1日から2週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 寺田勝博

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成27年10月1日
- 2 下水を排除し、及び処理する区域
 - (1) 中部処理区
北区硯川町及び北区下硯川町の各一部
 - (2) 東部処理区
東区戸島四丁目、東区戸島西四丁目、東区鹿埴瀬町及び東区小山四丁目の各一部
 - (3) 西部処理区
西区沖新町、西区中原町、西区小島五丁目、南区今町、南区砂原町及び南区土河原町の各一部
 - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区津浦町、北区鶴羽田町、北区植木町鑑田及び北区楠野町の各一部
 - (5) 富合処理区
南区富合町木原の一部
 - (6) 植木処理区
北区植木町岩野の一部
 - (7) 城南処理区
南区城南町阿高及び南区城南町舞原の各一部

- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 中部処理区
西区蓮台寺五丁目 7 番 2 号
中部浄化センター
 - (2) 東部処理区
東区秋津町秋田 5 3 6 番地
東部浄化センター
 - (3) 西部処理区
西区沖新町 4 9 4 4 番地 3
西部浄化センター
 - (4) 熊本北部流域下水道関連処理区
北区鶴羽田町 1 2 番地 1
熊本北部浄化センター
 - (5) 富合処理区
宇土市高柳町 1 3 8 番地
宇土終末処理場
 - (6) 植木処理区
北区鶴羽田町 1 2 番地 1
熊本北部浄化センター
 - (7) 城南処理区
南区城南町島田 4 3 8 番地
城南町浄化センター

上下水道局告示 5 9 号

平成 2 7 年 1 0 月 9 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第 7 9 0 号	八代市鏡町貝洲 1 3 0 5 番地 6 中村設備工業 代表 中村 誠士	平成 2 7 年 1 0 月 2 日

上下水道局告示 6 0 号

平成 2 7 年 1 0 月 9 日

次の者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 寺 田 勝 博

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 571 号	熊本市東区上南部三丁目 12 番 1 号 田原設備 代表者 田原 敏雄	平成 27 年 9 月 30 日

病 院 局

病院局公告第 43 号

平成 27 年 10 月 1 日

平成 27 年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市病院事業管理者 高 田 明

- 1 試験名称 平成 27 年度熊本市職員採用選考試験（医師）
- 2 申込期間 平成 27 年 10 月 1 日（木）から平成 27 年 10 月 30 日（金）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分	職種	採用予定者数
免許資格職	医師	1 人

- 4 試験案内配布場所 熊本市民病院総務課
熊本市ホームページ及び熊本市民病院ホームページにも試験案内を掲載します。

教 育 委 員 会

教委告示第 11 号

平成 27 年 10 月 2 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会 委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時
平成 27 年 10 月 9 日（金）午後 2 時から
- 2 場所
マスマチュアル生命ビル 7 階 会議室
- 3 議事
 - (1) 平成 28 年度教育委員会市費負担職員（教育職員を除く。）異動一般方針について
 - (2) 平成 28 年度教育委員会教職員異動方針について
 - (3) 田原坂西南戦争資料館条例施行規則の一部改正について
- 4 協議
 - (1) 平成 27 年度事務事業点検評価報告書（案）について
 - (2) 教育大綱について
 - (3) 熊本市教育委員会委員長の選任について
- 5 報告
 - (1) 熊本市教育振興基本計画第 2 期実施計画（実施状況）について
 - (2) 学校規模適正化の進捗状況報告について
 - (3) 平成 28 年度熊本市立学校教員採用選考試験の結果について
 - (4) 教頭の兼務発令について
 - (5) 平成 26 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果について
（いじめのみ）
 - (6) 市立平成さくら支援学校の施設概要について
 - (7) 平成 27 年度全国学力・学習状況調査結果の概要について
 - (8) 平成 27 年度（第 51 回）熊本市学校緑化コンクールについて
 - (9) 平成 27 年度新体力テスト結果及び体力向上優秀校表彰について
 - (10) 平成 27 年度（第 19 回）中学生による子ども議会の報告について

(11) 広報広聴関係について

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 1 0 号

平 成 2 7 年 1 0 月 1 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成24年農委規則第1号）第2条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会 会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成27年10月8日（木）午後3時
- 2 場所 市役所14階大ホール
- 3 議題
 - 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請（会許可分）
 - 第2号議案 競売買受適格証明願（耕作目的：会許可）
 - 第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（7号）
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
（農地中間管理機構との賃貸借）
 - 第7号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願
- 4 報告事項
- 5 その他

人 事 委 員 会

人 委 規 則 第 2 2 号

平 成 2 7 年 1 0 月 2 日

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会 委員長 森 山 義 文

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則（平成6年人委規則第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条第2項ただし書」を「第28条第3項第1号」に、「第11条第2項ただし書」を「第11条第3項第1号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。